

令和5年5月9日

保護者の皆様

豊見城市立ゆたか小学校
校長 上原 義仁
(公印省略)

新型コロナウイルスに関する対応について

時下、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、5月8日付で新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが5類に変更になりました。

これにより、学校における新型コロナウイルスに関する対応は、下記のとおりとなりますことをお知らせいたします。

記

1 基本的な考え方

- (1) 学校の教育活動の継続を前提とした上で、その時々に応じた感染症対策を講じる。
 - ① 通常時は、健康観察や換気の確保、手指衛生等を中心に対策する。
 - ② 流行時は、一時的に活動場面に応じた対策を講じる場合がある。

2 具体的な対応

(1) 児童が新型コロナに感染した場合

- ① 発症してから5日を経過し、かつ症状改善後1日を経過するまでは、出席停止扱いとなります。
- ② 発症してから10日間は、マスクの着用をお願いします(症状軽快後も含む)。

(2) 児童の同居家族等が新型コロナに感染した場合

- ① 基本的に児童は登校可能です(マスクの着用をお願いします)。
- ② お休みさせる場合は、出席停止扱いとなります。

(3) 上記以外にも、以下の場合は出席停止扱いとする(欠席としない)場合があります。

- ① 同居家族に高リスク者がいるなどの事情がある場合。
- ② 医療的ケア児や基礎疾患児などで、主治医が登校すべきでない等と判断した場合。

3 お願い

- (1) 日頃から、児童の健康観察をお願いします。
(健康観察シートは廃止となります。)
- (2) 児童に発熱や風邪症状などの体調不良がある場合は、登校を控えさせ、病院受診をお願いします。
- (3) 新型コロナ感染に不安を感じる方がいること、基礎疾患を持っている児童や職員等がいること等を踏まえ、周りの方々への配慮をお願いします。

裏面もご確認ください。

発熱等の症状がある場合の出席停止期間早見表

1 新型コロナウイルス感染症の場合

(1) 有症状

発症日を0日とし5日間、かつ症状軽快後1日経過するまで

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
発症	⇒ 症状軽快				⇒	登校可能				
発症	⇒	症状軽快			⇒	登校可能				
発症		⇒	症状軽快		⇒	登校可能				
発症			⇒	症状軽快	⇒	登校可能				
発症				⇒	症状軽快	⇒	登校可能			
発症					⇒	症状軽快	⇒	登校可能		

※症状軽快とは、解熱剤等を使用せずに解熱しており、風邪症状が改善した場合はいいです。

(2) 無症状

検体採取日を0日として、5日間

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
検体採取					⇒	登校可能				

(3) 無症状から有症状になった場合

有症状となった日（発症した日）を0日として、上記(1)有症状の場合が適用されます。

2 インフルエンザの場合

発熱した日を0日とし5日間、かつ解熱後2日経過するまで

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
発熱	⇒ 解熱				⇒	登校可能				
発熱	⇒	解熱			⇒	登校可能				
発熱		⇒	解熱		⇒	登校可能				
発熱			⇒	解熱	⇒	登校可能				
発熱				⇒	解熱	⇒	登校可能			
発熱					⇒	解熱	⇒	登校可能		

※解熱とは、解熱剤を使用せずに、解熱した場合はいいです。

※ 参考事項

風邪などで休んだ場合は、解熱剤を使用せずに解熱した翌日より登校可能です。この場合、休んだ期間は欠席扱いとなります。

※ 病名等によって、この通りとならない場合があります。また、医師の指示がある場合は、それに従って下さい。

事務連絡
令和5年5月9日

豊見城市立小中学校長 殿

豊見城市教育委員会
教育長 瀬長 盛光
(公印省略)

5類感染症への移行後の学校における
新型コロナウイルス感染症対策について(通知)

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて沖縄県教育委員会より、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)」「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合のガイドライン(令和5年5月改訂版)」「(別添)を参考とした上で感染対策を見直し児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう適切な対応をお願いいたします。

また、本市の感染症対策については下記のとおり沖縄県の感染症対策に準じた対策となります。

については、各学校においては、今後の感染状況を注視しながら、感染対策をお願いいたします。

なお、今後、感染状況に変化がある場合や感染対策に変更等がある場合は改めて通知いたします。

記

- 1 学校保健安全法施行規則第18条規定の新型コロナウイルス感染症の第二種への追加
現在新型コロナウイルス感染症、第一種「新型インフルエンザ等感染症」から、児童生徒等の罹患が多く学校において流行を広げる可能性が高い感染症である第二種の感染症に加えられる。
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止について
 - (1)児童生徒本人が新型コロナウイルス感染症へ感染が確認されたら「出席停止」とする。
 - (2)濃厚接触者の取扱いについて(5月8日以降は濃厚接触者としての特定は行われない。)
 - ①同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染、感染者と接触があった、飲食を共にした者であっても、感染が確認されていない児童生徒は登校を可能とする。
 - (3)新型コロナウイルス感染症に感染したら児童生徒に対する「出席停止」の期間は「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とする。
※無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いは、『検体を採取した日から5日を経過するまでを基準』
- 3 健康観察について
 - (1)発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には登校しないことの周知・呼びかけを行い理解と協力を得る。
 - (2)家庭における毎朝の検温や健康チェックシートの記入・提出は不用。
※ただし、家庭と連携して児童生徒の健康状態の把握は重要。
- 4 その他
 - (1)感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒等の出席の取扱いについて
 - ①同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって他に手段が無い場合。
 - ②医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等がある事により重症化するリスクが高い児童生徒において主治医の見解を保護者に確認し登校すべきではないと判断した場合。
 - ①、②このように「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない理由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、欠席としないことも可能。